

税務課よりお知らせ

平成六年度は、土地・家屋について固定資産税の評価替えが行われます。これ伴い固定資産税の税率も見直されます。しかし、急激な税負担の増加を緩和するため調整措置がとられます。



固定資産税とは？

土地・家屋・償却資産をお持ちの方が毎年その資産のある市町村へ納める税で、市町村長が評価した固定資産の価格を基に税額が算定されます。土地・家屋は、三年ごとに評価替えが行われ平成六年度はこの評価替えの年度にあたります。

評価替えの目的
今回の評価替えは、公的評価の均衡化が主な目的です。公の機関が行う土地の評価には、地下公示・地下調査価格・相続税評価額それに固定資産税評価額があります。これらの公的評価のバランスを図ることが、平成元年の「土地基本法」で定められました。これにより、平成六年度の評価替えから、

宅地の固定資産税評価額については、一律に地価公示価格等の七割程度となり全国の市町村との評価のバランスを図ることになります。この結果、評価の上昇率は地域により異なりますが、都留市の場合も不動産鑑定士に依頼し調査した結果、市内平均で五・八倍弱であります。

適切な税負担の調整措置

評価が上がっても負担は急には増えません。
(一)宅地については、税額が急に増えないようにするため次のような調整措置がとられます。

①住宅用地の課税標準の特例

小規模住宅用地 $\times 200$ 平方メートルまで

現行四分の一を六分の一に

一般住宅用地

現行二分の一を三分の一に

②評価額の上昇割合の高い宅地

さらに税率一・四%を乗じた額が

標準額に負担調整率一・一を乗じ、さらに税率一・四%を乗じた額が

平成六年度の税額となります。

その結果、税額は五年度に比べて一〇%の増加にとどまります。

(二)農地・山林については、〇・四%と一%の上昇であり従来とほとんど変わらない。

(三)家屋については、次のような調整措置がとられ、評価額が下がります。

評価の上昇の程度に応じて価格の四分の三と二分の一に

③前年度の税額を基礎とした、などらかな負担調整措置

固定資産課税台帳縦覧期間

ご自分の資産を確認しましょう

固定資産課税台帳は、固定資産税の課税の基礎となるものです。この台帳には、土地・家屋・償却資産の平成6年度の価格が登録されています。

市内に土地・建物・償却資産を所有している方は、その資産や課税価格などを確かめてください。

縦覧期間 4月1日～20日（午前8時30分～午後5時）
土曜・日曜を除く。

縦覧場所 税務課

国民年金の保険料を納めましょう

国民年金の保険料は、毎月忘れずに納めていますか。

国民年金の保険料は、「二十歳から六十歳までの」すべてに納める義務があります。

そして、六十歳まできちんと納めることにより、満額の年金が受けられるのです。

納めないと、将来、年金額が少なくなってしまいます。

また、納めないと、年金が受けられなくなります。

なお、給付組織に入れるか、

ロート振替で納めるのも便利です。

詳しくは、市役所の国民年金係におたずねください。

保険料の納付は

自分のため みんなのため

国民年金を受けるためには、保険料を、毎月忘れずに納めていくことが大切です。

もし、保険料の納め忘れがありましたが、思わず病気やケガで障害者となったり、一家の働き手を失ったときなどに障害基礎年金や遺族

基礎年金が受けられない場合もありますし、将来、老後の生活の柱となる老齢基礎年金の額が少なくなりたり、受けられないといったこともあります。

このように、土地・家屋それ

れ調整措置が設けられたことによ

り、税額全体での負担増は極力抑えられることになります。

評価の上昇率に応じて税負担は異なります。
例えば評価額が五倍上昇する住まい、平成六年度の課税替えは、五年度の課税替えになります。

このように、土地・家屋それぞれ調整措置が設けられたことにより、税額全体での負担増は極力抑えられることになります。

